

第 21 回教育委員会

平成 30 年 10 月 2 日
午後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案 件

報告第15号 職員の人事について

報告第 15 号

職員の人事について

大阪市教育委員会教育長専決規則第 2 条第 1 項により、次のとおり教育長による急
施専決を行ったので、同条第 2 項の規定に基づき報告する。

記

平成 30 年 10 月 1 日付をもって、別紙調書のとおり人事異動を発令する。

調 書

(平成30年10月1日付)

項	新補職名	補職名	職種	氏 名	備考
	(部 長 級)				
1	政策推進担当部長兼総務部教育政策課長	総務部教育政策課長	事務職員	川本 祥生	昇任
	(課 長 代 理 級)				
2	総務部教育政策課都島区教育担当課長代理兼務(都島区役所保健福祉課こども教育担当課長代理)	都島区役所保健福祉課長代理	事務職員	吉田 久美子	他
3	総務部施設整備課建築担当課長代理	総務部施設整備課担当係長	技術職員 (建築)	佐藤 知子	昇任
	(係 長 級)				
4	総務部施設整備課担当係長	総務部施設整備課勤務	技術職員 (建築)	河島 裕子	昇任
5	総務部施設整備課担当係長	人事室勤務	事務職員	榎並 孝之	転入 昇任
6	教育センター担当係長	学校経営管理センター担当係長 (事務管理担当)	事務職員	今井 賀子	転任
7	学校経営管理センター担当係長 (事務管理担当)	学校経営管理センター(給与・システム担当)勤務	事務職員	橋本 依吏子	昇任

(参考) 大阪市教育委員会教育長専決規則 (抄)

第2条 教育長は、緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、教育委員会の会議において議決すべき事項を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定による専決を行つたときは、次の教育委員会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。